

設楽ダム訴訟

- 場所：愛知県東三河地方・設楽町
- 提訴日：平成 19 年 4 月 12 日
- 裁判所：名古屋地方裁判所
- 事件名：設楽ダム公金支出差止等請求事件
- 事件番号：平成 19 年（行ウ）第 32 号
- 原告：169 名
- 被告：愛知県知事神田真秋、愛知県企業庁長宮島寿男
- 原告訴訟代理人：11 名
- 概要：（訴状より）

請求の趣旨

1 被告愛知県企業庁長は、設楽ダムに係る水道用水のダム使用権に関して、ダム使用権の設定申請その他そのダム使用権によって水道用水を取水する権利を取得することをしてはならない。

2 設楽ダムに係る建設費用負担金のうち、

- 1) 被告愛知県企業庁長は、水道用水に係る負担、および豊川用水の利水安全度向上に係る負担のうち水道用水と工業用水の負担分
 - 2) 被告愛知県知事は、かんがいに係る負担、洪水調節に係る負担、流水正常機能維持に係る負担、豊川用水の利水安全度向上に係る負担について、その支出をしてはならない。
- との判決を求める。

設楽ダムの問題は、1973年に愛知県が地元に対して調査申し入れを行なったのが始まりです。この時は、8000万立方メートルのダム規模が示されました。1974年に設楽町議会はダム絶対反対決議をしました。その後建設省は、1978年に実施計画調査に着手し、既成事実を積み重ねながら、ダム建設に向けて地ならしをしてきました。1996年には理由を明かさないうまま、ダムの規模を1億立方メートルにかさ上げしましたが、環境アセスメント手続き最中の2006年になって9800万立方メートルに再度変更しました。現在、事業者の国土交通省中部地方整備局がアセス評価書の作成中です。このアセス手続きの完了と併せて、設楽ダム建設基本計画が作成され、県議会の承認を経て、建設が開始されようとしています。

今回、私たちは、愛知県に対する公金支出差し止めの訴訟に踏み切りました。建設するのは国（国土交通省）ですが、愛知県は国と一体となってダム建設を推進しています。また、県は治水や環境関連の事業費の3割を支出します。愛知県営水道は、設楽ダムの水を使いますから、受益者として建設費の負担があります。農業用水関係の県負担もあります。

これらの公金支出を差し止めて、設楽ダムの建設を中止に追い込むことが、この訴訟の目的です。以下は、私たちがダム建設に反対する理由です。

皆様のご支援をお願いします。

《設楽ダムの建設中止を求める理由》

- ① 豊川水系では、2001年に豊川総合用水事業が完成し、水は十分足りています。新たな水資源の開発は不要です。
- ② ダムがなくても大きな水害は発生していません。豊川下流部には不連続堤・遊水地があり、放水路とともに有効な治水実績を上げています。
- ③ ダム建設によって、愛知県内の主要な河川の中ではもっとも自然度の高い寒狭川（豊川上流）と豊川が注ぐ三河湾の環境が大きく損なわれます。水没予定区域には、絶滅危惧種であるクマタカが棲んでいます。また地域の固有種で絶滅危惧種、国の天然記念物であるネコギギという魚がこの川には密度濃く棲息しています。ダム予定地のすぐ下流には、オシドリの保護区（集団越冬地）もあり、影響が懸念されます。忘れてならないのは、豊川の水が三河湾の生態系にとって不可欠なことです。

（文）設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野和夫

●進捗状況：

2008年3月27日に第五回期日、4月21日に第五回期日が開かれました。